

〔研究ノート〕

## 中世東大寺大勸進関係文書の予備的検討

小原嘉記

### はじめに

中世の東大寺大勸進の研究で大きなネックとなるのは、大勸進が直接に保管した関係史料が意外なほどに少ないという点である。その要因は、大勸進が基本的に非東大寺僧であり、勸進所が寺家から独立した経営体であったため、大勸進の許に集積された文書が東大寺文書として伝来せずに散失してしまったことに求められる。

とはいえ、東大寺文書の中には惣寺が大勸進と交渉したり対立したりする中で、年預五師や衆徒等によって作成された大勸進に関係する史料は幾らか伝存しているし、聖教紙背文書にも大勸進に関わるものを見出すことはできる。その中には未翻刻・未紹介の史料や、新出ではないものの殆どその存在が知られていないものも存在している。研究の進展を図るためには、そうした史料を存分に活用していくことも必要である。

1      そこで本稿ではこれまであまり知られてこなかった大勸進関係史料のうち興味深い内容の文書を三点取り上げて検討

しようと思ふ。ただ、ここでの主眼はあくまでも史料の基本的な事実関係を整理することにある。その点で本稿は今後の本格的な考察のための予備的検討を行おうとするものに過ぎない。

### 一 八月四日東大寺年預五師某書状土代

東大寺図書館所蔵「中論疏第二抄」の紙背文書〔1〕の中に東大寺大勸進と大野本郡に関わる文書が一通存在する。この聖教は、奥書から弘安十年（一二八七）十一月七日に「西三論宗行信」〔2〕によつて筆録されたものであることが分かるので、紙背文書の年代はこれ以前となる。当該史料は畠山聡氏によつて既に全文の紹介がなされているが、翻刻の一部に文意の通じ難い箇所があるので、修正を加えた翻刻を改めて示すことにしたい。

#### 【史料一】

宿曜師珍智法眼申周防国大野本郡事、初度訴陳状并度々〔余〕院宣等披露衆中候之処、此事貞永年中被返付国衙之後、五十余年之間、当知行〔余〕無相違、其上定親僧正寺務之時、一〔々〕支申候之処、了心法印為斷向後之濫〔候之條、既非次第〕之日、康元二年被下安堵院宣候了、仍珍智之謀訴顯然之〔尋下候〕、不被下第二度訴狀、直被召康元院宣正文候之條、既非次第之御沙〔尋下候〕、奉行之偏頗候歟、此条尤可被申聞候之処、度々被尋下正文候之條、存外候、如此之文書、代々令伺寺庫重書之後、〔下御使、可被候歟〕無返納紛失事候之間、輒不可出之由、有満寺衆議事切候畢、所詮被究次第沙汰、被尽訴陳之後、猶可有御不審者、下御使可被実候歟、大方度々〔猶〕事旧、年々知行無相違候之上者、今〔沙汰〕依彼濫訴不及及御沙汰候哉、次下北〔面〕重直申同国得善保々司職事、云開〔甲候之〕田地、云相伝之文書、彼此無其实候之〔沙汰〕、直掠賜院宣、令濫妨保内之由、去比〔候之間〕以飛脚触申候之間、不可叙用之由、依衆〔猶〕下知候了、両条共以可令申沙汰給、〔猶〕

不奉行候者、差上寺官等、可経 奏□由、評定候也、恐々謹言、

八月四日 年預五師実□

謹上 大勸進上人御房 「大勸」

行間等には本文と同筆で習書の類の書き込みがなされているが、解釈にあたってはそれらを無視して特に問題はない。以下、この史料を解読するに当たって押さえておくべき基本的な点について検討を行いたい。

### ①史料の年代

史料1に年紀はないが、畠山氏は内容から弘安徳政に関わるものと判断し、弘安七年以降のもの<sup>④</sup>と指摘している。ただ、この点はさらに絞り込むことが可能である。その手がかりとなるのが次の史料<sup>⑤</sup>である。

櫟庄土打段米事

大野本郡事

得善保司職事

虚空蔵寺事

以前四ヶ条、寺解 奏聞了、子細等申御使候也、恐々謹言、

九月廿八日 参議為方

造東大寺長官によって奏聞された四箇条が示されているが、その中に大野本郡と得善保司職の案件がみえており、これが史料1と関連することは明らかである。藤原為方は弘安十年九月二十三日に造寺長官に任じられ、翌年十月には参議左大弁から権中納言に転じているため、この文書の年代は弘安十年か翌十一年（四月に正応に改元）に限られる。加えて、櫟庄の土打段米に關しては弘安十年八月に櫟庄百姓等申状<sup>⑥</sup>によって課役賦課の停止が訴えられていることが確認で

き、時期的にみてその内容が藤原為方によって奏聞されたとするのが妥当だろう。よって九月二十八日付藤原為方書状と史料1は弘安十年のものと結論付けることができる。

## ②「康元院宣」の年次

史料1によると、弘安十年より遡ること四十年程前に大野本郡をめぐって相論が発生し、時の大勸進了心の上奏によつて康元二年（一二五七）に安堵の後嵯峨上皇院宣が下されたと述べられている（波線部）。その院宣は、「東大寺大勸進文書集」一二号の文書目録において「一通 院宣大野本郡康元二年八月廿六日」とあるものに相当するが、同文書集ではちようどこの文書は欠失部分に当たっている。ただ幸いにも当該院宣の本文は「口宣繪旨院宣御教書案」の中に見出すことができるので、全文を掲出しておこう。

当国大野本郡事、具申入之処、早任貞永 繪旨、不可有相違之由、 院宣所候也、仍執達如件、

八月二十六日

姉小路  
権中納言 在判

東大寺大勸進御房

文書の内容はいったん措いて形式面を確認しておく、この院宣にはもともと年号がなく、上述の文書目録にみえる「康元二年」という情報は受給者側によつて付年号（もしくは端裏書）として加えられた注記に拠るものであったと考えられる。ただ、この年紀は実のところ不審である。というのは正嘉元年（康元二年三月に正嘉に改元）七月二十七日に大勸進了心が入滅しており、同年九月三十日には後任の大勸進として戒壇院長老円照に宣下がなされたことが知られるからである。<sup>8</sup>つまり正嘉元年八月は東大寺大勸進が存在していない時期に当たっているわけで、八月二十六日付のこの院宣が大勸進に充てて出されることはあり得ないのである。

このように後嵯峨上皇院宣が康元二年（正嘉元年）のものではないとなると、その年紀は自ずと康元元年に絞られる

ことになろう。おそらくこの院宣に付けられた本来の注記は「康元々年」であり、後人が踊り字(々)を「二」と読み誤ったところからこうした誤認が生じたのだと考えられる。なお康元への改元は建長八年十月に行われているので、厳密にいうと康元元年に八月は存在しない。その点から推すと、「康元々年」という未来年号の注記も院宣の発給時より幾分下った時期に付けられたとみるのが妥当だと思う。

### ③宿曜師珍智

弘安十年に大野本郡をめぐって訴訟を起こした宿曜師珍智とはどういう人物なのだろうか。山下克明氏の宿曜道に関する研究<sup>9)</sup>によると、院政期以降には珍を系字とする興福寺僧の宿曜師が一大勢力になっていたようで、『尊卑分脈』桓武平氏の系図中には平家能息の珍也を祖とする形でこの流派の系譜が記載されている。その系図をみると、九条頼経の將軍期(一二二六～一二四四)に關東に出仕していたことが知られる珍瑜・珍誉の名前が確認できる。おそらくは摂家將軍に随伴して鎌倉に下向した京下の一団の中に珍也流の宿曜師も含まれていたのだろう。

なお『尊卑分脈』の系図は、珍瑜・珍誉の一つ下の世代に相当する珍慶・珍宴・珍昌の三名を最末として記載が終わっており、珍智の名前は見出せない。むしろ系図に珍也流の宿曜師が網羅されているわけではないので、これをもつて珍智の属する世代が珍慶等よりも下であったとすることはできない。一方、古記録では一例ながらも珍智の名を見出すことができる。それは広義門院の御産に際して彼が本命星供を修していたことを記す『公衡公記』延慶四年(一二三二)二月四日条である。よって珍智が宿曜師として活動していたのが分かる確実な期間は弘安十年～延慶四年の二四年間ということになる。彼の活動期間がそこからどれだけ遡るかは不明だが、さすがに大野本郡が顛倒された貞永元年(一二三三)まで遡るといえるのは無理があり、顛倒時の本主は珍智の先師であった可能性を考えるべきだろう。

鎌倉中期の訴訟の始まりは一二四〇年代後半と思われるので、当時の訴人が珍智ならばその年齢は極めて若く、史料上

の終見である延慶四年にはかなりの高齢になっていたことになり、年齢面でやや不自然さはある。確言はできないものの、鎌倉中期の訴訟は珍智の先代が本主であった時のものとみた方が適當かもしれない。

ただ史料1の文面を見る限りは、鎌倉中期の相論で敗訴した珍智が弘安徳政を契機に再び朝廷に訴え出たと解釈するのが素直な読みである。珍智の活動期間が一四〇年代後半―一三一〇年代前半の長期に及んでしまうことについては些か不自然さも残るが、かといってそれを否定するだけの根拠もないため、とりあえず両度の訴訟の訴人は珍智であったと理解しておきたい。

珍智に関して史料から推察し得ることは以上に限られるが、もう少しだけ憶測を巡らしておきたい。寛喜三年に大野本郡が新立荘保の一つとして顛倒されたことからすると、同所を珍也流の宿曜師が領有するようになったのは行勇の前の知行国主である松殿基房の時であった可能性が高いだろう。実際、基房が周防国を知行していた時代に与田保が尊光院領とされている。<sup>10</sup>これは郷保を別相伝領として国主が縁辺の人々に付与していた事例と目される。珍也流宿曜師がこれと同様に松殿基房と親密な関係を構築して、郷保の付与を受けていた可能性はあり得るだろう。

基房との関係については、珍也流が氏寺興福寺の僧侶である点が想起されるかもしれないが、むしろ彼等の京都における活動を重視すべきだと思う。たとえば珍也の子息である珍賀が長寛三年（一一六五）に清水寺辺に北斗堂（北斗降臨院）を建立し、彼が承安四年（一一七四）に九条兼実に強く依頼して堂額の字を書いてもらったことはよく知られている。<sup>11</sup>また北斗堂が貴顕の信仰を集めていた様子も鎌倉・南北朝の古記録に散見するところである。<sup>12</sup>珍智が北斗堂を相承する流れに属していたか否かは不明としても、北斗堂への人々の帰依は珍也流宿曜師が貴族社会において広範な帰依を獲得していたことの一例といえる。そうした状況を勘案すると、珍也流宿曜師が大野本郡を知行するようになる契機が基房家との師檀関係であったとみることも一つの可能性としてはあり得るだろう。

以上、少々憶測に過ぎたところもあるが、①②③において史料1の年代および康元年間に下された後嵯峨上皇院宣の年次を確定するとともに、大野本郡の本主である珍智の出自について確認した。また推測の域を出るものではないが、松殿基房が知行国主の時に大野本郡は珍也流宿曜師の別相伝領となった可能性も指摘した。

## 2 大野本郡をめぐる弘安の訴訟

珍智が訴訟を起こしたのは弘安十年であった。畠山氏が述べるように、彼は弘安徳政を機に大野本郡の領有権の回復を目論んだのものと考えられる。この訴訟は造営料国内の所領に関わる相論なので、基本的には珍智と東大寺大勸進聖然を当事者として訴陳のやりとりが行われたはずで、惣寺は史料1の末尾に「猶不事行候者、差上寺官等、可経 奏□由、評定候也」とあるように、その立場は大勸進の後方支援的なものであった。

ただそうはいっても史料1において惣寺は、朝廷が「第二度訴状」（二問状）を論人（東大寺側）に送付せずに「康元院宣」の正文の提出だけを求めてくるのは担当奉行の偏頗であるとして、その訴訟手続きの不当性を強く非難している。二問状に対する陳弁の機会が与えられずに珍智の主張に沿った形で訴訟が進行しているように東大寺の目には映ったのだらう。惣寺は院宣の正文を探すよりも、まずは「被究次第沙汰、被尽訴陳」ることが先決であると大勸進に指示を与えており、訴訟にそれなりの関与をしていることは間違いない。その大きな要因の一つは後述のごとく「康元院宣」の所在にあったと思われる。

ところでこれに関わって、従来あまり知られてこなかった次のような関連史料がある。

周防国大野本郡安堵院宣事、康元二姉少路如此注付候也、聖然恐惶謹言、

六月十七日

大勸進聖然



これは「五教章纂釈」の紙背文書の一通である。同聖教の紙背文書の年代はおおよそ一三世紀末頃のものと考えられ、もともと聖然と関係深い東大寺真言院か新禅院に伝来していた可能性が高い。この聖然書状は充所を欠いているが、差出の肩書で「東大寺」を冠せずに単に「大勧進」とだけ記している点からして、寺内の人物に充てて出されたものとみてよい。史料1で朝廷が「康元院宣」の正文の提出を求めていることからすると、これは聖然が訴訟に対応する必要から寺家に当該文書の所在を尋ねているものと考えられる。「康元二姉少路如此注付候也」とあるのは、院宣に付年号と奉者に関する注記がなされていること（あるいは端裏書として注記があること）を寺側に知らせて、速やかな文書の出納を要請しているものと推測し得る。つまり大勧進のもとに院宣の正文はなく、聖然は重書として寺庫に保管されていると認識していたのである。「康元二姉少路」という情報は彼の手許にあった案文によったのだろう。

惣寺はこうした寺側の文書出納手続きとの関係から相論の具体的内容にまで立ち入って指示を与えることになったのではなかろうか。しかも惣寺の言い分からすると、正文の進上については極めて消極的であったことが分かる。実際に「五教章纂釈」紙背文書には次のような史料も残されている。

大野庄院宣正文事、先日被仰候了、念可令進給候、恐惶謹言、

十月十六日

参議

東大寺勧進上人御房

朝廷が大勧進に「康元院宣」の提出を催促した内容である。料紙の切断によって差出の人名は欠失しているが、造東大寺長官の藤原為方とみてよからう。十月にいたっても聖然は院宣の正文を提出できずにいる一方、朝廷はあくまでも正文の確認を優先する方針を崩しておらず、惣寺が繰り出した抗弁は通用しなかったようである。

それにしても惣寺はどうして正文の提出を拒むような論陣を張ったのだろうか。推測するに、それはそもそも寺庫に



「康元院宣」の正文が存在しなかったからではなからうか。というのも、当該院宣の案文は「東大寺大勸進文書集」の祖本に収められていたが、同文書集は建仁寺にあった正文を十三世紀後半に東大寺側が書写したものと推定できるからである<sup>14</sup>。つまり東大寺に院宣の正文が伝来していたとは考えられないのである。六月中旬に聖然から文書の出納について問い合わせがあった時、寺家側は庫内を探してみたものの見つけれず、正文が東大寺にはないという事実に気付いたのだらう。少々穿った見方かもしれないが、史料1で述べられている衆議の内容は、正文を提出することができないことを前提に満寺で話し合われた訴訟戦術であったと解釈することもできるかもしれない。

結局、この訴訟がどのように決着したのかは不明であるが、以上に述べた関連史料を見る限りは必ずしも東大寺にとって有利な状況であったとはいえず、東大寺側の権益が幾分か制約されることもあったかもしれない。ただし戦国期にも大野本郡は国衛正税の納入地としてみえているので、国衛の領有権が全面的に否定されることはなかったようである。

### 3 得善保をめぐる弘安の訴訟

得善保は石清水八幡宮の別宮遠石八幡宮の膝下所領であり、別宮とその所領はともに石清水祀官の田中家が別相伝していた。その一方で同保は半不輪の国衛領でもあり鎌倉中期には国司と石清水の間で所領相論が起こっていた<sup>15</sup>。ただし史料1では国司が補任権を有する得善保司職が問題となっており、石清水を相手にした鎌倉中期の訴訟とは全く別の案件だといえる。史料1が弘安徳政に関わるものである点からすると、この相論は鎌倉後期によくみられた領家・預所間の訴訟と同様のものではあったと推考できる。

この相論の訴人は下北面の重直という人物であるが、その素性は判然としない。可能性としては、後嵯峨上皇出家後

の文永六年（一二六九）に作成された「後嵯峨院北面歴名」<sup>(7)</sup>にみえる「藤原重直大夫尉、日向守、二条大納言良教侍、」がこれに当たるかもしれない。<sup>(18)</sup>後嵯峨に近侍していた人材が王家の嫡流に据えられた亀山に継承されることは十分にあり得よう。古記録では正元元年（一二五九）「文永五年にかけて下北面藤原重直の活動の証跡があるので、弘安十年の相論の訴人が彼であったとしても、年代的にはそれほど大きな不都合が生じるわけではない。ひとまず彼が史料1の重直と同一人物であったとみておきたい。

ただそれにして、彼が得善保の保司職を有することになった経緯はよく分らない。史料1によると、重直は自身が開発領主として公驗文書を相伝していることを主張していたようだが、これは徳政の訴訟において根本領主であることを誇示するためのレトリックかもしれない。保司職を相伝の開発所領のごとく主張している点は少々疑わしい。<sup>(20)</sup>実際、得善保の保司職については次のような補任状<sup>(21)</sup>が残っている。

（花押）

庁宣 留守所

定補得善保司職事

左衛門尉重村

右人補彼職、可令執行之状、所宣如件、留守所□□知、不可違失、以宣、

建治三年七月 日

大介源朝臣

袖判は大勸進聖守の花押で、建治三年は彼の初任年に当たる。つまり国司の代替わりごとに保司職は補任され直すのが原則であり、いわゆる遷代の職であった。重直がこれを相伝由緒の所職と言い張ることに少なからず無理があった

のではなからうか。

ちなみにこの国司庁宣で保司に任じられた左衛門尉重村という人物は、重の通字が気になるものの重直との関係は全く不明である。ただし、この文書は文面が墨斜線によって毀たれており、実際には発給されなかったものである。全くの臆測でしかないが、「重村」の部分が重直の誤記であったことが判明して発給前に破棄されたという可能性もあり得るかもしれない。いずれにして聖守の後任である聖然が大勸進になった弘安五年には確実に重直の手から保司職は離れており、重直は自身が本主であることを朝廷にアピールしてその回復を狙ったのが弘安十年の訴訟であったと理解できる。

ところで得善保司職の訴訟に関連しては、次のような史料が「五教章纂積」紙背文書の中に残っている。

下北面重直申周防国得善保事、解状副具書、如此、何様候哉之由、

御気色所候也、恐惶謹言、

これは朝廷が東大寺側に陳弁を求めた問状で、年月日・差出・充所は欠失しているが大勸進充の亀山上皇院宣であったと思われる。文中にみえる「解状」には史料1に記された開発田地や相伝文書に関する重直の主張が述べられていたはずで、問状をうけた東大寺側は解状の内容に反論したであろうが、その後重直は亀山の庇護もあつてか、有利な院宣を申し下して保務に介入したという（史料1）。そのため惣寺は大勸進に対してこうした重直の行為を叙用せずに訴訟を続けるように下知を加えたのである。ここで問題なのは大勸進の専権事項である造営料国に関わる相論に対して寺家がかなりの発言権を有しているようにみられることである。惣寺が得善保の件に大きく口出しをする根拠はどこにあったのだろうか。

これについては史料から確たることはいえず、推測によるところも多くなってしまうが、重直の保司職が国司に没収されていたことが注意される。時代は下るが、南北朝期には国衙領の郡郷保の保司職・公文職が東大寺僧の得分として配分されていたことが知られ、その中には得善保司職が確かにあった。<sup>(22)</sup>その淵源は鎌倉後期に国衙領から寺僧に運上されていた「公私得分」<sup>(23)</sup>に遡ると考えられるが、実際に十三世紀最末期の聖然・円乗・忍性が大勧進であった頃は寺僧が周防国の利権を求めて大勧進と癒着するような動きを顕在化させていた。<sup>(24)</sup>そうした動向を踏まえると、大勧進が得善保司職を寺僧に充てたことで、惣寺は寺僧の利権を守る必要から大勧進に対して発言力を強めていたと捉えられるのではないだろうか。あくまで推測の域を越えるものではないが、得善保の訴訟における惣寺の立場を以上のように解釈しておきたい。

弘安徳政による大野本郡・得善保の訴訟の帰結は判然としないが、東大寺の権益が全否定された徴証はない。あるいは史料上の二ヶ月半後に伏見天皇の践祚によって龜山院政が終わったことで訴訟が立ち消えになることもあったのかもしれない。

## 二 年月日欠東大寺年預五師某書状土代

東大寺未成卷文書二一七一に次のような東大寺年預五師某書状土代が伝存している。『鎌倉遺文』などの史料集にも未載であるためか、先行研究でもこれまで全く触れられることのなかった史料であるが、そこには鎌倉後期の東大寺大勧進を考える上で注目すべき記述がみられる。まずは全文の翻刻を示そう。

### 【史料2】

〔端裏書〕「石清水結縁灌頂事」

来十二日石清水結縁灌頂事、院官之趣披露満寺之処、被衆議備、凡当寺之訴雖非難議、已涉年序及神訴、所詮御願異他者、大勸進職以心源上人被還補者、敢不可有別子細、当勸進聖海非器条、皆以露顯之上者、改替何及予議候哉、於南北両門確執等者、雖難事行、聖海改補之沙汰、依何<sup>■</sup>有停滞、可及御願之違乱哉、抑於石清水者、神慮無漏之間、宮寺珍事出現、強有遂行御沙汰者、尤可被宥申神襟歟、非其儀者、争可被遂御願哉、休神訴被遂御願之条、只可有勸進改替之一事、<sup>■</sup>可有何難題哉、但神木在洛之間、東寺御灌頂事、全非今准例、彼徳治之訴、対武家合鬱憤之間、於勅定者、存寛宥、今訴非対武家哉、况乎興福寺僧不可成密宗綺、旁非<sup>○</sup>摠<sup>准</sup>之限、当寺与興福寺以各別行事被<sup>■</sup>例同、当社与石清水以一寐宗廟<sup>為各別</sup>、賞一被棄一之条、神慮尤難測者哉、以此等趣、可有御奏達之旨、一同衆議所候也、

これは大勸進心源をめぐる騒乱についての関連史料である。心源は聖一派三聖門派に属する禅僧で三聖寺末寺の円通寺の長老であった。<sup>(25)</sup>心源の改替・還補に関する事件は以前より知られているが、簡単に説明しておく、彼が大勸進に就任した翌年の正和元年(一一三二)に目代と在庁官人の対立が勃発し、<sup>(26)</sup>在庁のサボタージュは正和二年にも続いていた。<sup>(28)</sup>こうした在庁の行動を裏で操っていたのが大内介こと大内重弘であったと考えられる。大内重弘はさらに一部の東大寺僧と結託して心源の解任工作を展開して彼を辞職に追い込んだが、惣寺は心源の還補を強く朝廷に求めた。結局、元応元年(一一三九)十二月に心源と同じ三聖門派の松嶺智義が大勸進に任じられて騒動は収束した。<sup>(29)</sup>

これまでに明らかになっている点はおおよそ以上の通りであるが、史料2によって心源の改替後に聖海が大勸進職に補任されていたことが判明する。大勸進の歴代に聖海という僧侶が存在したことは殆ど知られてこなかった事実である。残念ながら聖海に関する情報は史料2と後述する真福寺聖教の奥書の他には知られず、現段階ではその素性は不詳とせ

ざるを得ない。

ここで改めて心源の解任・還任をめぐる動向をまとめ直すことを通じて、史料2の作成時期を絞り込んでいきたい。ひとまず心源の任免について、さらに詳細に整理しておこう。『鎌倉遺文』未収の関連史料として次のような文書がある。<sup>(30)</sup>

東大寺衆徒等誠惶誠恐謹言

請殊蒙 天裁、当寺大勸

動神輿閑籠大殿等、違

勅狼藉悪行張本、任注

進交名、可処遠流不

反重科由、被成院宣於武家子細状

副進

一通 悪行張本交名注文

一通 院宣案付延慶三、大仏殿等閑籠筆、可被遠流由事、

右、当寺大勸進心源上人、云寺之作事、云国之執務、旁有興隆之忠、敢無緩怠之処、実玄以下交名人等、就在庁重弘之賄賂、成勸進停廢之濫吹事、皆謀略、更非実正之条、先々言上已訖、仍則心源上人雖辭職、重被授之上者、無其謂之条、悉以露顕者歟、於凶徒者、神輿動坐、仏殿閑籠、違 勅狼藉、其科争可遁申哉、如延慶三年八月三日院宣者、大仏殿以下諸堂、云八幡宮、云三面僧坊、不可構宿坊、不可企城墪、若不拘嚴制之旨、猶有違犯之輩者、懸 ■ 師匠并縁者親類等、可被処遠流刑罰云々、彼輩已以大仏殿為城墪、如汗之 綸旨状文炳焉也、遠流之重科、刑罰必然者歟、今若無嚴密之御沙汰者、寺門之濫吹、静謐期何時哉、望請天裁、任注進交名、可処遠流不反重科之由、被成院宣於武家、向後之悪行、因斯断絶、傍輩之凶害、為之懲肅者、寺門興復之一端、天下歡聲之大本者哉、若尔將励八宗鑽仰之微功、奉折万歳宝算之長久、□ 徒等誠惶誠恐謹言、

これは東大寺衆徒が悪行人を処罰するため、いわゆる違勅院宣を幕府に対して下すことを求めた申状の土代である。具体的には、寺僧である実玄以下の悪行人が大内重弘から賄賂を受けつつ大仏殿に城郭を構えて閉籠して心源の解任を要求していたため、惣寺は武家権力による追捕と流罪を要請したのである（以上、波線部）。そして傍線部によると、心源はいったん辞職したものの再び大勸進に任じられたとある。おそらく惣寺の強い要請で解任の決定が取り消されたのである。

では、それはいつ頃のことであつたらうか。ここで参考になるのが文保二年（二三一八）正月の東大寺衆徒等申状<sup>(21)</sup>である。そこには「閉籠一類之凶徒」に対する違勅院宣をうけて、幕府が「去年窮冬之比、被成進関東御教書於六波羅」と述べられている。よつて院宣の発給を求めた前掲の申状は、関東御教書が六波羅に伝達された文保元年十二月からさほど遡らない時期に作成されたものと考えられる。そうすると心源の辞職と再任は文保元年中の出来事であつたとみて間違いない。

ただ大内重弘等による大勸進解任要求はこれで収まることはなく、文保二年にも騒動は続いていた。文保二年十月八日興福寺供目代某書状<sup>(22)</sup>の端裏書には「大勸進事、不及改動沙汰之由、被仰下上者、可供奉大会間事」とあり、大勸進の改替はないことを朝廷が確約したので維摩会に供奉するよう興福寺が東大寺に求めている。この時点で心源は大勸進の任にあつたことが分かる。ところが文保二年十二月二十六日東大寺衆徒等連署起請文<sup>(23)</sup>では、「申補勸進於別人之条、云公家之朝儀、云重弘之所行、未曾有之珍事也」と述べて、心源の還補を訴えている。文保二年末に心源は解任され、史料2にみえる聖海が新たに大勸進に任じられたものと判断できる。

そうすると、史料2は文保三年のものであつた可能性が高くなると思うが、この点を文書の内容も参照しながら改めて確認していこう。まず注目されるのは石清水八幡宮結縁灌頂である<sup>(24)</sup>。後宇多院は御手印御遺告<sup>(25)</sup>において「抑詣石清水



社壇、行結縁灌頂三箇度」と述べているが、このうち徳治二年（二二〇七）正月十三日と元応二年（二二二〇）正月二十七日に石清水で行われた結縁灌頂は古記録から確認でき、特に後者が心源の改替問題に極めて近接する時期のものである。しかし、それでは史料2の冒頭にある「来十二日石清水結縁灌頂事」という日付とは合致しない。では、元応二年とは別に結縁灌頂はあったのだろうか。おそらくそのようにみるべきではない。というのは、史料2で「満寺に披露さ」れたといわれている後宇多上皇院宣が東大寺文書の中に存在するからである。

来十二日於石清水宮可被行結縁灌頂、神輿在洛之間、衆徒若有所存歟、去徳治之比、東寺御灌頂之時、神木雖有在洛、別被仰両院家、無為被遂行了、今度御願之儀異他之上、難准他事事歟、∴為宗為寺、争挿異儀乎、殊可存穩便之旨、可被相触満寺之由、

御気色所候也、仍執達如件、

四月四日

右兵衛督隆長

謹上 東大寺別当法印御房<sup>(37)</sup>

「来十二日」という日付が一致しているのに加え、院宣の中で徳治の東寺灌頂は春日神木が在洛中でも遂行されたと述べていることに対して、史料2では「神木在洛之間、東寺御灌頂事、全非今准例」と反論しているように、内容的にも直接に対応している。また院宣の年次は奉者である吉田隆長の官職から文保三年（四月二十八日に元応に改元）に限定される。よって、史料2は四月四日付の院宣が出されてからごく短時日に東大寺側が反駁のために作成した文書であったと結論付けることができる。

この頃の東大寺側の動きを克明に記した記録に真福寺聖教三三合「維摩会精義二明用意抄第三」奥書がある。この史料は文保三年四月二十日に擬講宗禪が記したもので、既に稲葉伸道氏によって全文が紹介されているが、本稿に関わる

部分を掲出しておこう。<sup>(38)</sup>

文保三年正月十八日八幡大井第一神輿令入浴了、…大勸進心源上人被改替、被補聖海法師之間、抑留神輿歸坐、可被下還補院宣之由、雖經 奏聞、更以不及御沙汰之間、老若一同思切之処、武家執申 公家之処、猶不行道間、及 関東注進了、…依之維摩会堅者并精義役无其沙汰、仏法 (威力) □期只在此時歟、不限我寺、自山門発向三井寺及合戦之由、有其聞、又興福寺大乘院御堂、文保三年四月十九日夜令焼失畢、南都北京四ヶ本寺牢籠、非只事歟、

ここには東大寺神輿入浴と同じ頃、延暦寺と園城寺の間で合戦が起こるかもしれないという噂が立つほどに緊迫していた状況であったことが記されており、これが史料2にみえる「南北両門確執等」のうちの北京に関わる問題であったと思われる。この時期は「南都北京四ヶ本寺牢籠」といわれるほどの権門寺院の強訴が起こっていたが、後宇多院はそれに対して厳しい姿勢で臨んでおり、朝廷・権門寺院間の混乱は収まる気配はなかった。そのため文保三年四月十二日に予定されていた石清水八幡宮結縁灌頂も延期せざるを得ず、結局それは翌年正月にようやく遂行することができたのだと思われる。

以上の考証で史料2は文保三年四月上旬に比定できること、聖海法師が文保二年末以降に大勸進の任にあったこと、そして惣寺が彼の解任と心源の還補を文保三年になっても引き続き訴えていたことが明確になった。東大寺による心源の還補要求については、元応元年十一月十三日寛禪起請文に「勸進還補事、為寺門之一大事、無還補者、不可有落居由、可申之也<sup>(40)</sup>」とあるので、約一年にわたって続いていたことになる。結局、この年の十二月に三聖寺長老智義が大勸進に任じられたことからすると、後宇多は東大寺の強い要求に折れて、還補とはいかないまでも同門派の禅僧を任じることで東大寺と妥協し、大勸進問題に関しては長い騒動を収めたのだと思われる。

### 三 周防国富田上令駄家田文書案

鈴木勝也氏が初めて紹介した「周防国富田上令駄家田文書案」は富田駄家田の名主が訴訟のために具書として作成した前欠の書継案文で、現存するのは鎌倉中期～建武政権期にかけての十五通である。<sup>(1)</sup>本章で注目したいのは建武二年(二三三四)に「駄家田領主」心寂が富田保給主と争った際の史料である。この相論では建武二年十月八日付の雑訴決断所牒が守護所・国衛充にそれぞれ出され、守護は十月十四日付で遵行状を出している。一方、国衛充の牒に関わるものとしては以下の文書が発給されている。<sup>(2)</sup>

A 在判

当国富田駄家田領主心寂申名田島事、  
副申状  
具書 如此、子細見于状候歟、任決断所牒、可被致其沙汰之由、国宣所候也、仍執達如件、

十月十五日

散位□□

周防国 御目代殿

B 当国富田駄家田領主心寂申名田島事、  
副具書 如此、早任□□□□□□、可有其沙汰候也、恐々謹言、

十月十六日

沙門良隆 在判

周防目代殿

『山口県史 通史編 中世』では、Aは周防国衛が目代に充てた国宣、Bはそれを施行するもので、差出人「沙門良隆」は知行国主東大寺の僧侶であろうと述べているが、少々理解に苦しむ解釈である。Aは国衛ではなく国司が目代に充てた国宣であるし、Bの差出についていうと、東大寺僧が周防国の知行国主になることはあり得ない。また国宣を知行国

主が施行するという説明も古文書学の常識からは乖離している。そもそも通常の命令下達ルートは（雑訴決断所↓国司↓目代）という形で事足りるのであって、Bの位置付けは甚だ不明瞭といわざるを得ない。

ただ、この点は建武政権期の周防国の支配のあり方を考えれば氷解する。畠山聡氏は当該期の周防国の経営を直接窺うことができる唯一の事例として、建武元年に阿弥陀寺住侶等が境内に守護や甲乙人が乱入して狼藉や狩猟を行うことの禁止を求めた際の一連の文書を挙げて考察を行っている。<sup>(43)</sup> 阿弥陀寺の訴えは七月二十五日付の後醍醐天皇綸旨（造寺長官三条実治充）で認められ、以下のように裁許は下達された。

(a) (花押)

当国阿弥陀寺住侶等申、守護乱入狼藉并甲乙人狩猟事、…早任被仰下之旨、可被致其沙汰之由、国宣所候也、仍執達如件、

八月二日

散位親弘

周防国御目代殿

(b) 周防国阿弥陀寺住侶等申、当国守護乱入狼藉并甲乙人狩猟事、国宣如此、早任被仰下之旨、可有其沙汰候也、恐々謹言、

建武元年八月三日

沙門恵鎮（花押）

御目代殿

(c) 周防国阿弥陀寺住侶等申、当国守護乱入狼藉并甲乙人狩猟事、任今年七月廿五日綸旨・同八月二日国宣并大勸進上人御文之旨、向後可停止之者也、仍執達如件、

建武元年八月廿日

## 目代源（花押）

(a)は周防国宣で、袖にあるのは造寺長官の三条実治の花押である。(b)の書状の差出にみえる沙門惠鎮は東大寺大勧進の円観上人（惠鎮）、(c)は周防国目代源豊宗の施行状となる。よって繪旨は〈国司↓大勧進↓目代〉の手順で現地に通達されたことになる。古文書学的には惠鎮の書状は国宣の副状として機能していたといえるだろう。

この事例から、Aが散位親弘を奉者として三条実治の袖判が据えられた国宣であること、Bの差出「良隆」が惠鎮の誤写であることはもはや明白である。そして建武元年の阿弥陀寺と同様の事例が建武二年の国衙領の相論においても確認できたことになり、阿弥陀寺のケースが決して特殊なものではなかったことが改めて裏付けられた。(c)の傍線部から窺える〈繪旨↓国宣↓大勧進副状↓目代施行状〉という命令下達方式が当該期の周防国の定型的な形態だったのである。

他国とは異なるこうしたイレギュラーな命令下達ルートになるのは、後醍醐が「諸国平均被停止永代之国司」<sup>44</sup>という方針で国司制度を改革したことにより、東大寺の永代知行国として周防国を大勧進が知行するあり方が否定されたためと考えられる。稲葉氏が畠山氏の研究を踏まえつつ「周防国の国務を行う造東大寺司三条実治の下で大勧進惠鎮が国務を行うことになった」と述べている通り、<sup>45</sup>惠鎮は実際に正税等の収納・輸納にも関与していたらしく、大勧進が周防国衙の経営から全く手を引いていたわけでないことは確かである。大勧進職と国司職を分離するという原則は維持しつつも、造寺長官を周防国司に就けることで実質的に東大寺の権益がある程度認める対応がとられたのだと思われる。

ただし、大勧進の国務への関与は、国宣への副状というあり方に示されるごとく、あくまでも非公式的なものであったとみるべきだろう。たとえば目代の源豊宗は惠鎮の代官とはみなし難く、<sup>46</sup>国司三条実治との統属関係にあった人物と想われ、大勧進が国務を請け負っていたとまでは評価できないと思う。大勧進は造寺長官との個別の関係から国衙の支配体系に内々に組み込まれてはいたが、その位置付けは非制度的なものとして理解するのが穏当である。大勧進職と国

司職が再び統一されるのは建武政権崩壊後のことであった。

### おわりに

本稿では東大寺大勸進関係史料のうち、これまで殆ど活用されてこなかった文書や未紹介史料をとりあげて検討を行った。幾つかの新たな事実を示すことはできたと思うが、大方は細かな論証に終始しただけの内容であり、そこで得られた知見をもとにした議論は十分に展開できていない。今回の検討結果を踏まえ、今後さらに考察を深めていきたいと思う。

(1) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳『東大寺図書館所蔵記録聖教類(卷子本)』(請求記号六一一五―一〇〇―二二)。なお同聖教の紙背文書の一部については、畠山聡「東大寺図書館所蔵聖教類の紙背文書にみえる伊賀国東大寺領関連文書について」(『鎌倉遺文研究』一〇号、二〇〇二年)で翻刻と解説が行われている。

(2) 永村眞「中世醍醐寺と三論宗」(『中世醍醐寺の仏法と院家』吉川弘文館、二〇二〇年)では、本聖教は醍醐寺三論宗行信が東大寺東南院の「三論三十講」に出仕するため書写したものと指摘している。

(3) 畠山聡「鎌倉時代中・後期の周防国と東大寺」(『中世東大寺の国衙経営と寺院社会』勉誠出版、二〇一七年)。

(4) ただし弘安七年は幕府による徳政立法が始まった年次である。史料1にみえる訴訟は朝廷においてなされたものなので、厳密にいえば弘安八年十一月十三日後宇多天皇宣旨(石清水文書、『鎌倉遺文』一五七三二号)以降と考えなければ

ならない。

- (5) 九月二十八日吉田為方書状（東南院文書六櫃五卷、『鎌倉遺文』一六三五〇号）。これまで『大日本古文書』等で「大野本郡事」の部分が「大野寺部事」と釈読されていたため、これが大野本郡の関連史料であることは見過ごされていた。
- (6) 東大寺未成卷文書一―一―三九（『鎌倉遺文』一六三三〇号）。
- (7) 吉川聡・遠藤基郎・小原嘉記「東大寺大勸進文書集」の研究（『南都佛教』九一号、二〇〇八年）。
- (8) 『経俊卿記』正嘉元年八月七日条、同年九月三十日条。
- (9) 山下克明「宿曜道の形成と展開」（『平安時代の宗教文化と陰陽道』岩田書院、一九九六年）。また近年の成果として、赤澤春彦「院政期・鎌倉期の宿曜道と宿曜師」（同編『新陰陽道叢書 第二卷 中世』名著出版、二〇二一年）がある。
- (10) 寛喜二年四月日禪定殿下松殿基房家政所下文案（東大寺未成卷文書一―六―一五、『鎌倉遺文』三九八五号）。尊光院は確定できないものの、興福寺の仏事法会の廻請に散見するので、同寺の子院であった可能性がある。
- (11) 『園城寺伝記』九之十、『玉葉』承安四年十月二十五日条。また、『民経記』寛元四年十二月二十一日条によると、藤原経光が妻子を伴って「珍祖僧都北斗堂」に参宿している。北斗堂が珍也流宿曜師によって相承されていたことが分かる。
- (12) 『勸伸記』文永十一年二月二十九日条、『師守記』康永元年七月十四日条、『看聞日記』応永二十四年十月二十九日条。
- (13) 灯心文庫文書。なお灯心文庫文書にある「五教章纂积」等の聖教紙背文書の一部は、林屋辰三郎氏が『季刊さろん日本文化』一―二〇号、一九八一―八九年）において翻刻・解説を行っている。
- (14) 吉川聡・遠藤基郎・小原嘉記「東大寺大勸進文書集」の研究」（前掲）。
- (15) （享祿三年カ）九月二十七日上司資和等連署書状、天文九年六月八日周防国衙年貢結解状（『大日本古文書 東大寺文書之十六』七五四号、七五五号）。



- (16) 拙稿「鎌倉中期の東大寺大勸進に関する基礎的考察(下)」(『史窓』七九号、二〇二二年)。
- (17) 『皇室制度史料 太上天皇二』(吉川弘文館、一九七九年)、東京大学史料編纂所影印叢書2『平安鎌倉記録典籍集』(八木書店、二〇〇七年)。
- (18) なお『実躬卿記』には後深草の北面として氏不詳の重直がみえるが(永仁元年三月二十六日条、同三年五月二十六日条、正安三年四月四日条)、史料1の重直は龜山の北面なので、同名別人と思われる。
- (19) 『師弘記』正元元年十月二十四日条・弘長元年十二月二十六日条、『源都記』文永元年十一月三日条(以上は『図書寮叢刊 仙洞御移徙部類記下』所収)、『民経記』文永五年十月三日条。
- (20) あるいは史料1の記述は、保司であった時に田地の開発を行ったということを述べたものと解釈することもできるが、その場合だと保司職に対する本主権の主張には繋がらず、せいぜい開発田地の権利をめぐる問題へと矮小化したものになってしまう。
- (21) 建治三年七月日周防国司庁宣(上司家文書、『鎌倉遺文』一二七八八号)。
- (22) 正平十五年十二月日塔婆丸船差荷支配状(『大日本古文書 東大寺文書之二十一』一四五七号)。
- (23) 延慶三年十二月十五日東大寺年預所下文案(東大寺未成卷文書五一三八(-)、『鎌倉遺文』二四一四二号)。
- (24) 永仁五年正月十六日東大寺衆徒等連署起請文(狩野亨吉氏蒐集文書、『鎌倉遺文』一九二五七号)には「雖為郷保一所、不可得之」とある。拙稿「東大寺大勸進円照の歴史的位置」(『史林』九三卷五号、二〇一〇年)参照。
- (25) 拙稿「東大寺大勸進心源の周辺」(『古文書研究』八三号、二〇一七年)。
- (26) 松岡久人「鎌倉末期周防国衛領支配の動向と大内氏」(『大内氏の研究』清文堂、二〇一一年)、拙稿「鎌倉後期の東大寺大勸進をめぐる騒乱事件」(榮原永遠男他編『東大寺の新研究2 歴史のなかの東大寺』法蔵館、二〇一七年)。

- (27) 「周防国吏務代々過現名帳」(東大寺文書一〇四部八五号、『山口県史 史料編 中世1』記録1(4)補任・叙任)。
- (28) 正和二年三月十日周防国在庁官人等連署起請文案(周防阿弥陀寺文書、『鎌倉遺文』二四八二〇号)。
- (29) 「周防国吏務代々過現名帳」(前掲)。
- (30) 年月日欠東大寺衆徒等申状案(東大寺未成卷文書四一一七九)。
- (31) 文保二年正月二十日東大寺衆徒等申状案(東大寺薬師院文書一一二一、『鎌倉遺文』二六五二九号)。
- (32) 東大寺未成卷文書五一六二。
- (33) 成卷本東大寺文書三〇卷(『鎌倉遺文』二六九一〇号)。
- (34) 後宇多院の石清水八幡宮結縁灌頂については、藤井雅子「後宇多法皇と聖俗社会」(『中世醍醐寺と真言密教』勉誠出版、二〇〇八年)参照。
- (35) 『大覚寺文書 上巻』七号。
- (36) 『続史愚抄』徳治二年正月十三日条、元応二年正月二十七日条。
- (37) 東大寺未成卷文書三一―三。
- (38) 稲葉伸道「鎌倉後期の東大寺とテキストの形成」(『総合テキスト科学研究』三巻二号、二〇〇五年)。なお国文学研究資料館HPで公開されている真福寺大須文庫画像によって稲葉氏の翻刻の一部を改めた。特に稲葉氏は心源に替わって任じられた大勸進を「聖満法師」と釈読しているが、「聖海」とするのが適当である。
- (39) 稲葉伸道「鎌倉末期の王朝と寺社政策」(『日本中世の王朝・幕府と寺社』吉川弘文館、二〇一九年)。
- (40) 東大寺未成卷文書三一―一〇九・一一〇。
- (41) 鈴木勝也「周防国富田上令平野駅家田文書案 十五通」(『古文書研究』七六号、二〇一三年)。

(42) 鈴木勝也「周防国富田上令平野駅家田文書 案十五通」(前掲)には写真付きで史料紹介がされている。また『山口県史 通史編 中世』(二〇二二年) 第三編第一章第三節(森茂暁氏執筆)にも南北朝期の部分が翻刻されている。本稿では後者の訳説を採った。

(43) 畠山聡「建武政権期における東大寺と大勸進」(前掲著書収載)。関連史料は、(建武元年)七月二十八日後醍醐天皇諭旨、(a) (建武元年)八月二日周防国宣、(b) 建武元年八月三日東大寺大勸進惠鎮書状、(c) 建武元年八月二十日周防目代源豊宗施行状(東大寺宝庫文書七四—一〇—一、同七四—一二—一、同七四—一三—一、同七四—一五—一、『山口県史 通史編 中世』付録CD「東大寺文書」一二一—四号)

(44) 元弘三年八月日東大寺申状案(東大寺未成卷文書八—六、『鎌倉遺文』三二五—六号)。

(45) 畠山聡「建武政権期における東大寺と大勸進」(前掲)、稲葉伸道「建武政権の寺社政策について」(前掲著書収載)。なお稲葉氏は三条実治が周防守であった徴証はみられないため、彼を国司とみなすことには慎重である。建武政権期の国司が判明する事例は少なく、現存史料だけでは彼が国司であったか否かを確実に判断することはできないが、袖判を据えている点を素直に解釈すれば国司とみるのがやはり穏当である。あるいは国主という立場であったのかもしれない。稲葉氏は建武政権が知行国制一般を否定したと捉えているが、否定されたのは「永代之国司」(知行国の相伝家領化)である。桃崎有一郎「建武政権論」(『岩波講座 日本歴史 第7巻 中世2』岩波書店、二〇一四年)参照。

(46) 「周防国吏務代々過現名帳」(前掲)の惠鎮の箇所には、目代に葉仙房、小目代に摂津助公清尊、検非違使に助法眼教乗とあり、源豊宗の存在は知られない。国司の代官ではない葉仙房以下の人々が国衙でどのような活動をしていたのかは不明である。

〔付記〕 本稿はJSPS科研費JP18K00942の助成を受けたものです。